

「個人情報の保護対策」

新たな条例の制定・システムの管理運営体制の強化などを進めます

●市長の責任

市町村長には、住基ネットの管理運営に関する責任と権限があります。このため、個人情報の安全性に重大な問題が発生した場合には、「適切に管理するための必要な措置」を講じなければなりません（住基法第36条の2）。この規定に基づき、万一の場合には市町村長の判断により、住基ネットからの切断・離脱が可能であると考えられます。

●「住民基本台帳条例」の制定

市では、市長の責任と権限を明確にした「（仮称）住民基本台帳条例」を制定する一方、現行の「個人情報保護条例」も改正するなど、制度面から個人情報の保護対策を強化していく方針です。また、「個人情報安全性確保のための基準」を策定し、システム点検の徹底と職員研修の充実を図ります。

Q 個人情報が国に一元的に管理されるのでは？

A 国は、「地方公共団体の共同によるシステムであり、国が一元管理するものではない」という見解を示しています。また、ほかの行政事務に利用するときは、法律の改正が必要となります。

Q 自分の知らないところで情報が利用されるのでは？

A 法律で目的外の利用、民間での利用は禁止されています。また、都道府県の窓口で利用（操作）の記録を確認することができます。



ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/juki/>

Q 現時点で利用できるサービスは？

- A**
- ① 全国で住民票の取得が可能に
 - ② 転入転出の手続きが簡単に
 - ③ 公的な身分証明書になる「住民基本台帳カード」を発行
 - ④ 行政手続きの際に住民票の写しの提出が不要に
(例) 年金・恩給の申請、パスポートの申請など

※サービスは順次拡大される予定です

今後も皆さんの大切な情報を守ります

札幌市は、皆さんの大切な個人情報を預かる重要な責務を担っており、今後も、ハード、ソフトの両面から個人情報保護の対策に万全を尽くしていきます。しかし、住基ネットの安全性に疑問を抱き、不参加を望む声もあるため、いわゆる「選択制」の導入の可能性を検討してきました。

この選択制の考え方は、現行の法制度上では想定されていません。全国の自治体の中には、住基ネットの稼働時に事実上の選択制を導入した横浜市のような特例もありますが、札幌市の場合は、多くの自治体と同様、平成十四年八月の一次稼働から全市民のデータを接続しています。この状態から不参加を望む方々のデータだけを外すことは、法制度上、困難な状況にあります。

住基ネット上で安全を脅かす事態が発生したときには、法律や新たに制定する条例などに基づき、切断の手法を含めて個人情報の保護に努めていきます。また、これから実施されるシステムの検証結果や、住基ネットサービスの拡張の動きを見据えながら、個人の意向が尊重される仕組みが実現されるよう、国に対して粘り強く制度改正などを働き掛けていく考えです。

住基ネットに関するご意見・お問い合わせは、
戸籍住民課 ☎(211) 2296、FAX(218) 5191へ

※横浜方式

個人情報保護法などが整備されていない時点で、住基ネットに未接続だった横浜市に、緊急避難的な措置として段階的な接続を前提に認められたもの。現在も、横浜市では非接続の申請をした人の情報は住基ネットに送られていません。